令和4年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 議事録

令和5年2月24日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和4年度第2回公聴会及び第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録 【公聴会】

1 開催日時 令和5年2月24日(金) 午後1時00分

2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室

3 招 集 者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信

5 通知した項目

ア まきえ釣りの禁止について イ ひっかけ釣りによるふぐの採捕禁止について

6 出 席 者

(委員:9名)

森友 信、梅田 孝夫、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、 山田 歳彦、渡壁 勝則

(県及び事務局)

水産振興課	生産振興班	主任	神尾	豊
		技師	森江	太一
	漁業調整取締班	主査	松永	善文
		主査	土井	建一
下関水産振興局	5 水産課水産班	技師	木原	浩志
岩国・柳井・周南農林水産事務	所 水産班	主任	伊藤	憲彦
山口・美祢・周南農林水産事務	所 水産班	主任	柏村	直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	天社	こずえ
		書記	山根	知樹
		書記	永尾	洋輔

7 公聴会の結果

公聴人の出席がなく終了した。

8 審議の概要

天社 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の 事務局長 方はこれで閉じさせて頂きたいと思います。

(13:00 終了)

令和4年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

1 開催日時 令和5年2月24日(金) 午後1時00分

2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室

3 招 集 者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信

4 開催通知を令和5年2月16日(木)

発した日

5 通知した議題

(1) 議 題

第1号議案 まきえ釣りの禁止について (委員会指示更新)

第2号議案 ひっかけ釣りによるふぐの採捕禁止について(委員会指示更新)

第3号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について(委員会指示更新)

第4号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について(委員会指示更新)

第5号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について (諮問)

第6号議案 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか)

に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について (諮問)

第7号議案 第八期山口県栽培漁業基本計画の策定について(諮問)

(2) 報告事項

ア 第45回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について

イ 令和4年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について

ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について

エ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う「山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の見直しについて

6 出席者

(委員:9名)

森友 信、梅田 孝夫、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、田中 友之、市川 秀次、 山田 歳彦、渡壁 勝則

(県及び事務局)

水産振興課 生産振興班 主任 神尾 豊

技師 森江 太一

漁業調整取締班 主査 松永 善文

主査 土井 建一

下関水産振興局 水産課水産班 技師 木原 浩志

調・榊・ 同農林ki 幹新水産班主任伊藤憲彦山・ 美林・ 同農林ki 幹新水産班主任柏村直宏山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局事務局長天社こずえ書記山根知樹書記永尾洋輔

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 まきえ釣りの禁止について (委員会指示更新)

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 ひっかけ釣りによるふぐの採捕禁止について(委員会指示更新)

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について(委員会指示更新)

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第4号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について(委員会指示更新)

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第5号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第6号議案 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか) に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第7号議案 第八期山口県栽培漁業基本計画の策定について(諮問)

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

- ア 第45回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について 事務局から説明を受けた。
- イ 令和4年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について 事務局から説明を受けた。
- ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について 水産振興課から説明を受けた。

エ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う「山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の見直しについて

水産振興課から説明を受けた。

9 審議の概要

天社事務局長

ただいまから令和4年度 第6回 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員 会を開催します。

本日は、委員定数 14 名のうち、9 名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第 1 4 5 条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

それでは、開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければ と存じます。

森友会長

みなさん、こんにちは。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は今年最初の委員会となります。

今年、2023年の干支は「癸卯」と言い、これは「これまでの努力が花開き、実り始める」といった意味があるそうです。

今年5月にはコロナウイルスが5類に引き下げられるということで、この3年間のコロナ禍もようやく終焉の兆しが見えてきたところです。

コロナ禍による魚価安、世界情勢による燃油高騰等、漁業にとって は苦しい時期が長く続いてますが、今年の干支のとおりにこの苦しい 時期の努力が花開くように祈っております。

本日の委員会につきましては、ご案内しましたとおり議題が7件、報告事項が4件ございます。

委員の皆様方の慎重なご審議をお願いしまして、私の挨拶とさせて いただきます。

本日は、よろしくお願いします。

天社事務局長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長

議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、 山田委員さんと渡壁委員さんにお願いします。

それでは第1号議案「まきえ釣りの禁止について」事務局から説明 をお願いします。 山根書記

事務局の山根です。

資料の1ページをお開きください。

第1号議案「まきえ釣りの禁止について」、簡単に経緯からご説明い たします。

遊漁者の船釣りについては、昭和26年の山口県漁業調整規則の制 定当時から、原則全面禁止とされていました。

しかし、水産庁等から、この禁止措置は、漁業関係法令による委任の範囲を超えており、正当な理由なくして漁業者と遊漁者を差別するもので違憲の疑いがあるなどとして是正を強く求められました。

このような経緯から、昭和62年に山口県漁業調整規則及び山口県 内水面漁業調整規則が一部改正され、遊漁者の船釣りが解禁されまし た。

しかし、まきえづり漁業、瀬戸内海において、錨等で船舶を固定し、 生きえびをまきえとして使用し、かつ、たい、すずき又はやずの採捕 を目的として行うものは、漁場が狭隘で漁場利用の秩序立てをする必 要があることから、漁業者が行う場合は許可制となっていました。

遊漁者の船釣り解禁に伴い遊漁者が無秩序にまきえ釣りを行うと漁 業調整上支障が生じる懸念があったため、遊漁者によるまきえ釣りは 従前どおり禁止とすべく、昭和62年に委員会指示を発動することと されました。

なお、まきえづり漁業の許可を受けた者が遊漁船業として行う場合は、漁業調整上支障がないことから適用除外としました。

平成13年度の委員会において、指示の有効期間が1年間から3年間に変更されて以降、同様の内容で更新され、現在に至っています。

2ページに委員会指示更新の案を示しております。

指示する内容としましては、漁業者が漁業を営むためにする場合若 しくは漁業従事者が漁業者のために従事する場合又は試験研究のため に水産動植物を採捕する場合を除き、錨等で船舶を固定し、生きえび をまきえとして使用し、かつ、たい、すずき又はやずの採捕を目的と して行うまきえ釣りは禁止する。

ただし、山口県漁業調整規則第4条第1項15号の許可を受けた者 が使用する船舶において行う場合は、この限りでない。

適用海域は、山口県瀬戸内海海区、指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっています。

この委員会指示を更新することについて、ご審議をお願いします。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。------

森友会長 ございませんか。それでは、原案どおり委員会指示を更新すること としてよろしいでしょうか。

森友会長

異議なしと認めます。第1号議案については、原案どおり委員会指示を更新することとします。

続きまして、第2号議案「ひっかけ釣りによるふぐの採捕禁止について」事務局から説明をお願いします。

山根書記

資料の3ページをお開きください。

第2号議案「ひっかけ釣りによるふぐの採捕禁止について」、指示の 経緯について簡単にご説明いたします。

県内外の漁業者や遊漁者が関門海峡周辺へ産卵に来たふぐをひっかけ釣りにより採捕する実態があり、資源保護上問題があるとして、平成3年に厚狭地方漁業共励会から県に対して規制するよう要望がなされました。

これを受け、平成4年に水産部長から瀬戸内海海区漁業調整委員会会長あてに委員会指示による規制の検討要請がなされ、平成5年に当該漁法による採捕について届出制とする委員会指示が発動されました。

その後2年間、届出制が施行されたが、本県漁業者の操業実態がなくなったことに伴い、全面禁止を望む声が強くなり、平成7年に現行委員会指示のとおり全面禁止とされました。

平成13年度の委員会において、指示の有効期間が1年間から3年間に変更されて以降、同様の内容で更新され、現在に至っています。

資料の4ページに委員会指示の更新案を示しております。

指示する内容ですが、船舶を使用し、ひっかけ釣りによりふぐを採捕してはならない。

適用海域は、山口県瀬戸内海海区、指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっています。

これについても、ご審議をお願いします。

説明は以上です。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

田中委員 ひっかけ釣りは、どんな漁法ですか。

山根書記
ひっかけ釣りは、錨型の針で引っ掛けて釣る漁法です。

体を傷つけたりしますので、資源的にはよくない漁法です。

梅田副会長 福岡県の海域は、禁止になっていますか。

山根書記 福岡県は、禁止していません。

梅田副会長 釣っている実態はあるのですね。

福岡県も禁止にしなければいけませんね。

山根書記 福岡県に禁止の要望はしていますが、なかなか進んでいません。

森友会長 他にございませんか。意見がないようでしたら、原案どおり委員会 指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

------異議なしの声------

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案については、原案どおり委員会指 示を更新することとします。

> 続きまして、第3号議案「いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の 操業調整について」事務局から説明をお願いします

山根書記 資料の5ページをお開きください。

第3号議案「いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について」、ご説明いたします。

瀬戸内海沿岸各地では、4月から6月にかけて、柴や古網を入れた イカカゴを海底に仕掛け、産卵に来たこういか等のいか類を漁獲する いか巣網漁業が営まれています。

いか巣網漁業は、小型機船底びき網漁業の操業区域にイカカゴを敷設し、漁場が競合することから、両者の調整を図るため、いか巣網漁業の操業区域・期間を指定し、当該区域・期間では小底の操業を禁止する内容の委員会指示が毎年発出されています。

この指示について、説明いたします。

本県においては、少なくとも昭和30年代前半から、委員会指示により小底の禁止期間、禁止区域を定め、いか巣網漁業と小底の操業調整を図ってきました。

昭和37年からは、委員会指示に法的拘束力を持たせるため、小底の許可の制限又は条件で「委員会指示に従うべき」旨を規定し、両者

の調整を進めてきましたが、昭和61年に当該規定は問題があるとされ、同年4月の小底の許可の一斉更新を期に、この規定は制限又は条件から削除されました。

平成元年、漁業権に基づく小底2種、3種は地元の漁業権管理委員会の中で調整することとされ、以降の指示の内容から小底の禁止区域内における操業調整区域の一部を除き削除しました。

平成14年、小底の禁止区域内に残存していた宇部地先及び牛島周辺の操業調整区域が地元の漁業権管理委員会で調整されたことにより、小底禁止区域内における操業調整区域は全て削除されました。

以降は、いか巣網漁業及び小底の操業実態や地元からの要望を踏ま え、漁業権管理委員会における調整を尊重しつつ、ほぼ、同様の内容 で毎年指示を更新しています。

平成22年、平成23年、平成28年及び平成31年に一部修正がありました。

令和5年度は、特に要望がなかったことから令和4年度の内容と同様な内容となります。

指示の内容については、資料の6ページになります。

指示する内容としましては、いか巣網漁業の操業海域及び操業期間を次に掲げる海域及び期間に制限し、当該海域及び期間内においては、小型機船底びき網漁業の操業を禁止するというものです。

制限海域は15ページから18ページに示しております。

資料11ページに戻っていただいて、適用する海域は山口県瀬戸内 海海区のうち別表に規定する区域を除く海域となります。

別表に規定する海域は、資料の12ページから14ページに記載している小型機船底びき網漁業の禁止区域となります。

指示の有効期間は、令和5年3月1日から令和6年2月28日までの1年間となります。

19ページをお開きください。区域について、緯度、経度で示して 欲しいとの要望が強かったため、今年から新たに参考値として緯度、 経度で示すこととしました。

この図については、委員会指示の通知に添付する予定です。

この委員会指示更新について、ご審議いただいたらを考えます。 説明は以上です。

森友会長説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

渡壁委員 ①と②の区域ですが、今月の27日にボンデン打ちを行う予定ですが、この区域の緯度、経度と実際のいか巣網の操業している海域が異なっています。

実際には、いか巣をこの区域より広い海域で操業している実態があ

ります。

実際に漁業者が操業している海域に合わせた区域にしたらいいと思います。

実際の操業区域と相違する現状の区域で操業するとトラブルが発生 することがあります。

トラブルがないように実際の操業区域の正確な位置を把握して指示して欲しいです。

山根書記 調整が着く範囲で区域変更はできます。 また、改めてお話を伺えればと思います。

渡壁委員 新しい漁師さんにこの位置を教え、操業すると必ずいか巣をひっか けてしまいます。

実際の操業位置を示してくれたらトラブルがないと思います。

山根書記 操業区域等は、基本的に地元の共励会等で決められると思いますの で、要望として上げていただければ、委員会指示の区域も変更可能で す。

森友会長 操業区域は、決まっていますよね。 その位置を緯度、経度で示しているのでしょう。

山根書記 そうです。

柏村主任 ①と②の海域は、山陽小野田の地先ですね。 話し合いをされましたよね。

渡壁委員 そうです。うちの組合もその会議に行きました。

うちの組合も会議に出席してくれということで初めて参加しました。

その時に、いつもいか巣網が操業している海域を示しました。 緯度、経度をもらうと全然範囲が違うわけです。

柏村主任 先ずは、示されている区域内でいか巣網は操業しなさいよということです。

区域を変更してその区域も含めて底びきの操業を禁止して欲しいというのであれば要望を上げたらいいと思います。

渡壁委員 そういうことじゃなく、先ずはトラブルを防止したいということです。

柏村主任 それであれば、いか巣網を区域内に収めてくださいということしか ありません。

> それを超えて操業したいというのであれば、地元で調整した上で、 要望を上げて委員会指示を変更するしかありません。

森友委員 渡壁委員さんよろしいでしょうか。 他にございませんか。

田中委員 野島と笠戸島の間の区域ですが、十何年、ここでいか巣網の操業を している者はいないです。

なんでこれがずっとあるのかと疑問に思っています。

山根書記 ⑫の区域ですかね。

地元でここが必要ないのであれば、ここを消してくれと言う要望を 上げていただいたらと思います。

田中委員 うちの委員会でここは使用しないということを決めればよいという ことですか。

山根書記 そうです。

田中委員 分かりました。

森友会長 よろしいでしょうか。

田中委員 ここはずっと使用していません。

笠戸島と野島の間の広い区域ですが、私はここで底びき網を操業していますが、若い頃はいか巣網が操業していましたが、長い間いか巣網が操業しているのを見たことがありません。

梅田副会長 誰も支障がないから何も言わないのでしょう。

田中委員 そうだと思います。

いままで知りませんでした。

底びきを操業しても何もありません。旗もなにもありません。 野島の漁業者もヒラメ狙いで底びきを操業しています。

梅田副会長 何も支障ないのですね。

田中委員

いま見て初めて分かりました。この区域ではいか巣は操業していないのですね。

それなのに区域が残っているのはおかしいです。

地元に持ち帰り使用しないのであれば、消滅させようということに しましょう。

ここは、4月から5月にかけてヒラメ狙いで底びきが操業する海域です。

野島の漁業者や光の漁業者も底びき網を操業します。

戸田支店の者がいか巣網を操業していましたが、長い間操業していません。

山根書記

委員会指示が実態に合っていないということが出てきていますので、また、調整して変更して行くことになろうかと思います。

先ずは、地元で協議していただくことが必要です。

田中委員 今度、地元で協議してみます。

森友会長

他にご意見ございませんか。

ないようでしたら、原案どおり委員会指示を更新してよろしいか。

森友会長

異議なしと認めます。第3号議案については、原案どおり委員会指示を更新することとします。

続きまして、第4号議案「いかこぎ網漁業の操業制限について」事 務局から説明をお願いします。

山根書記

資料の28ページをお開きください。

いかこぎ網漁業の操業制限について経緯を簡単に説明します。

昭和50年代前半から別府湾口で小型機船底びき網によりシリヤケイカが大量に漁獲されるようになり、近隣県との操業上の問題が生じるようになりました。

昭和53年4月に周防灘三県連調委で協議され、愛媛県を含め4県で協議することとなり、同年5月に瀬戸内海漁業調整事務所の斡旋により4県でいかこぎ調整会議が開催されました。

本県では、いかこぎ調整会議の決定事項を担保するため、昭和53年11月、瀬戸内海海区漁業調整委員会及び公聴会を開催し、当該漁業の取扱いについて審議した結果、いかこぎ調整会議で決定した内容とほぼ同内容の委員会指示を出すことが決定されました。

昭和54年のいかこぎ漁業調整協議会においてシリヤケイカの採捕

に関する確認書を交わすことが合意されました。

その後、毎年同協議会が開催され操業期間等が協議され確認書を更新してきました。委員会指示についても、確認書の内容に沿って毎年更新しています。

昭和61年から確認書の有効期間を3年間とすることとされ、別府 湾口の操業期間については、毎年大分県と水産庁が協議の上決定する こととされました。

平成4年に水産庁及び大分県から確認書廃止の提案がありましたが、一部修正の上存続されました。

有効期間については2年間で、改廃の申出が無い場合はさらに2年間自動延長することとなりました。

平成9年に福岡県から袋網の魚捕部分の目合を13節から10節への変更要望があり、平成10年の更新時に一部変更して確認書を更新しました。

しかしながら本県の場合、大きい網目を使用する泥こぎ網が問題となった経緯があることから、平成10年度以降の委員会指示についても従前どおり13節で規制を行うこととしました。

平成20年6月に山口県漁協吉佐統括支店運営委員長から小型底曳き網の漁具の規制緩和の要望書が県知事あてに提出されたことに伴い、委員会や共励会等で調整が図られ、平成22年2月の委員会において、魚捕部の目合拡大、13節から10節を含む漁具規制の緩和が了承されました。

平成22年3月の委員会で、魚捕部の目合を改正した委員会指示を 発出することとなりました。

29ページ以降に確認書を載せていますが、直近の確認書は、令和4年10月31日付けで自動更新されています。

32ページをお開きください。

委員会指示の更新案を示しております。

指示する内容としましては、制限する漁業として、小型機船底びき網手繰第二種漁業(なまここぎ網、かきこぎ網漁業を除く。)のうち、次の事項に該当する漁具を使用するもの

ア 袖網の袖口又は手木の部分の高さが3メートル以上のもの

イ 袋網の魚捕部分の網目が15センチメートルにつき10節未満の もの

制限する内容としましては、いかこぎ網漁業は、次に掲げる区域及 び期間、時間以外に操業してはならない。

操業区域は33ページに示しております。

操業期間は、令和5年12月15日から令和6年2月28日まで。 ただし、土曜日を除く。

操業時間は、毎日午前6時から午後3時までとなっています。

指示の有効期間は、令和5年4月21日から令和6年4月20日までの1年間となっています。

この内容について、ご審議をお願いします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はござい ませんか。

-----質問、意見なし。------

森友会長 ございませんか。

それでは、原案どおり委員会指示更新することとしてよろしいでしょうか。

森友会長 異議なしと認めます。第4号議案については、原案どおり委員会指 示を更新することとします。

> 続きまして、第5号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有 効期間について」事務局から説明をお願いします。

山根書記 資料の34ページをお開きください。

新規の許可又は起業認可及び許可の有効期間について、山口県知事より諮問がなされています。

許可の内容については、35ページからの一覧表をご覧ください。

1番のあなごかごですが、これは、柱島からの要望になります。

2番から6番までは、県漁協日良居支店からの要望です。廃業見合いの新規と聞いております。

4番のたい、はも、あなごはえ縄は、1隻が日良居でもう1隻が浮島のニューフィッシャーからの要望ということです。

36ページの7番からは、県外入漁になります。

7番の小底の2種は、大分県からの入漁になります。これは、周防 灘3県協定に基づくものです。

- 8、9、10、小底2種、きす流刺し網、たい、はも、あなごはえ縄 漁業ですが、これは、愛媛県からの入漁で、山口、愛媛連調委の協議結 果に基づくものです。
- 11番、12番は福岡県からの入漁になります。いか巣網漁業の許可ですが、これは、先日開催された厚狭地方漁業共励会の協議に基づくものです。
- 13番、これも福岡県からの小底2種の入漁になります。これは、周防灘3県協定に基づくものです。

38ページ。許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、1から 6番については、本日から1月間、7から12番については、時間が ないことから本日から7日間としています。

13番については、令和5年4月1日から1月間としています。

許可の有効期間ですが、普通の県内許可については、許可日から既 存同許可の有効期間の末日と同日とします。

県外入漁許可については、基本1年間となります。

39ページから別記の内容となりますが、実際の操業区域は47ページをご覧ください。

整理番号1、2のあなごかごについては、47ページの区域、整理番号3、6の雑魚かご、さより刺し網については、48ページ上段の区域、整理番号7から13については、県外入漁の区域を示しております。

説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はござい ませんか。

-----質問、意見なし。------

森友会長 ございませんか。

それでは、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

森友会長 異議なしと認めます。第5号議案については、「特に異議はない」と 回答することとします。

それでは第6号議案「特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明をお願いします。

山根書記 資料は、<math>52ページになります。

2月16日付で、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がされています。

詳しい内容については、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課の森江です。よろしくお願いします。

森江技師 資料の53ページをご覧ください。

こちらが、令和5管理年度のくろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚

及びするめいかの都道府県別漁獲可能量の配分案を示しています。詳細については、この後詳しくご説明いたします。

次のページをお願いします。

くろまぐろ、するめいかの令和5管理年度における知事管理漁獲量 の公表について説明させていただきます。

まず、経緯ですが、TAC管理の根拠法が2018年に漁業法に移行され、知事管理漁獲可能量は、山口県資源管理方針とは別に公表しております。

漁獲可能量の設定手続きは5段階ありまして、国が都道府県漁獲枠を設定し、知事が県方針の配分基準に従って枠を設定、関係海区漁業調整委員会に諮問、その後に農林水産大臣が承認、知事が漁獲枠を公表する流れになっています。

続いて、知事管理漁獲可能量の設定について説明します。

くろまぐろ、するめいかの令和5管理年度の期間は、令和5年4月 1日から令和6年3月31日までとなっています。

くろまぐろ小型魚の漁獲可能量は全体で97.3トン、そのうち0.1トンが留保枠、16.4トンが日本海定置漁業、80.8トンがその他の漁業に配分されます。

くろまぐろ大型魚については、漁獲可能量が全体で25.9 トン、そのうち0.1 トンが留保枠、残りの25.8 トンがくろまぐろ大型魚漁業に配分されます。

次のページに移ります。

するめいかの漁獲可能量は、目安数量 263 トンで現行水準による管理となっています。

次に付帯決議についてですが、配分変更及び融通によるクロマグロ 漁獲枠の変更について、今後、追加配分や知事管理区分間での融通に 等よって知事管理区分の数量変更が生ずることが想定されます。

このような場合、通常であれば海区漁業調整委員会に諮った上で知事管理漁獲量の公表を行う必要があります。

しかし、漁獲枠が逼迫した状況において、諮問をすれば、変更された漁獲枠に基づく管理を開始するまでにタイムラグが生ずる恐れがあります。

ついては、漁獲枠変更が生じた際には、円滑に漁獲を継続するため、 資源管理方針の配分基準に基づいて知事管理漁獲可能量を変更し、変 更の内容については、速やかに報告することで了解をいただきたいと 思います。

56ページに移ります。追加配分があった際の対応イメージを示しております。

上の表が令和5管理年度の当初配分。下の表が小型魚10トン、大型 魚5トンの追加配分があった場合に、どのように配分されるかを示し たものになっています。

小型魚の全体の数量が 107.3 トン、基本方針別紙に基づき、留保枠を 0.1 トンに固定し、残りの数量を平成 2 5 年から平成 2 7 年までの漁獲実績割合で配分しますので、日本海定置漁業に 1.7 トン追加され、18.1 トン、その他の漁業に 8.3 トン追加され 89.1 トンとなります。

大型魚については、配分数量全体で30.9トン、留保を0.1トンに固定し、残りの量をくろまぐろ大型魚漁業に配分しますので、5トンがそのまま追加され、30.8トンとなります。

次の57ページに移ります。

くろまぐろ小型魚の漁獲枠融通に基づく県内配分の変更ですが、下に記載されております「資源管理方針別紙 1-3 くろまぐろ(小型魚)」の2の「あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法」については、融通数量は関係知事管理区分の要望に基づいて決まるため、融通を要望した知事管理区分に該当数量を配分することについて了解していただきたいと思います。

58ページに移ります。

続いて本県のくろまぐろの漁獲管理について説明します。

漁獲管理が始まった平成27年以降、本県においてはくろまぐろを漁獲する漁業者代表を主な委員とした「山口県太平洋くろまぐろ資源管理協議会」で県内漁獲管理の詳細を協議・決定しており、令和5管理年度においても、これまでと同様に下記の通り漁業種類別に漁獲枠を配分し、自主的な漁獲管理を行うことについて本協議会で合意されています。

また、定置網と承認制においては、それぞれの漁業者を参集した漁業者協議会でさらに詳細な管理内容を定めており、今管理期間においてはそれぞれの漁業毎に漁獲枠を萩・長門・下関の3ブロックに配分して自主的な漁獲管理を行っています。

続いて瀬戸内海の漁獲管理についてです。

まず、経緯ですが、本県瀬戸内海区においては、各都道府県への漁獲枠算定根拠となった平成14~16年(2002~2004年)のくろまぐろ漁獲実績が無かったことから、くろまぐろ漁獲管理の導入後も本県瀬戸内海分の漁獲枠は配分されませんでした。

また、くろまぐろを漁獲するためには基本的に広域漁業調整委員会による「沿岸くろまぐろ漁業」の承認が必要ですが、上記のとおり本県瀬戸内海区にはくろまぐろ漁獲実績者が無かったため、承認受有者は存在しません。

なお、令和元年(2019年)に本県・広島県・香川県・兵庫県の流刺し網でくろまぐろの混獲が確認されたことから、令和元年の漁期途中から瀬戸内海関係県に混獲管理のため 0.1 %の漁獲枠が配分されています。

このような状況ですので、本県瀬戸内海海区では沿岸くろまぐろ漁業承認受有者が存在しないため、基本的にクロマグロを漁獲できません。

しかしながら、流刺し網で混獲された場合にくろまぐろを生きたまま再放流することが困難であること、混獲管理枠 0.1 が瀬戸内海区に配分されていることから、下記趣旨の文書を令和4年3月に瀬戸内海区関係漁業者あてに発出しております。ついては、令和5管理年度(第9管理期間)においても同様の内容の文書を発出することとさせていただきたいと思います。

次のページに移ります。

こちらは、TAC漁獲枠、漁獲実績、消化率の推移を示しております。

参考資料として添付しておりますが、時間の関係上、説明は省かせていただきます。

次のページに移ります。

続いて、くろまぐろ及びするめいかの資源状況について簡単に説明 させていただきます。

63ページをご覧ください。

こちらは、太平洋くろまぐろの年齢別漁獲状況を示しております。 近年の漁獲実績は、13万尾前後で推移しており、その大半が小型魚です。

2011 年から 2020 年の平均漁獲尾数で見てみますと小型魚とされる 0歳魚から 3歳魚までの割合が 97 パーセントを占めており、大型魚の割合は、3.2 パーセントとなっています。

次のページに移ります。

このグラフは、各漁業が親魚量に与える影響の大きさ、割合を示したものです。

アメリカやメキシコなどの太平洋東部の漁業が17.4パーセント、放流後に死亡したものの影響が12.3パーセント、太平洋西部の漁業の影響が合計で70.2パーセントを占めております。

太平洋西部の漁業が、大きな影響を与えることが分かっています。 次のページをご覧ください。

次は、現行の資源管理措置を続けた場合の親魚資源量の回復予測を 示したものです。

2020年の親魚資源量は、6.5万トンと推定されています。2024年までの回復目標であった歴史的中間値約4万トンを2019年に達成したとされており、2034年の回復目標である初期資源量の20パーセント、約13万トンも2023年に達成見込みとなっております。

一般的な基準からするとまだ減り過ぎの状況ではありますが、予定 より早いペースで資源量が順調に回復しています。 次のページをご覧ください。

ここでは、太平洋くろまぐろの産卵親魚量と加入の関係を示しております。

右のグラフを見ていただきたいのですが、親の数が多いのに加入量が少なかったり、その逆の場合もあったりして、産卵親魚量と加入量の間に明確な相関関係は認められないことが、くろまぐろでは分かっています。

次のページに移ります。

続いて、くろまぐろの漁獲枠に関する国際交渉の現状について説明 します。

2021年のWPCFC北小委員会で増枠を主張した結果、大型魚については、15パーセントの増枠となり、2021年末に失効予定であった漁獲枠の17パーセントを上限とした未利用分の繰越と小型魚枠から大型魚枠への振替が2024年まで延長されることが決まりました。

これを受けて、水産庁は今後の方針として 2024 年に行われる次回の 資源評価に、再度増枠の主張を行うとしています。

それまでに国内の資源管理体制の改善、回復目標達成後の管理体制 の検討を進めるとしています。

最後にまとめになります。

太平洋くろまぐろの資源状況は、2015年以降の厳しい資源管理によって、順調に回復しており、2024年までの回復目標も5年早い2019年に達成しています。

このまま現行措置を継続した場合、2034年までの次期回復目標は、2023年に達成の見込みとなっております。

2023 年のTACの設定ですが、小型魚、大型魚とも据え置きで、小型魚が 3,565 トン、大型魚が 6,244 トンとなっています。

以上でくろまぐろの資源状況について説明を終わります。

次にするめいかの資源状況について、簡単に説明します。

時間の関係上、まとめだけ説明します。72ページをご覧ください。 するめいかの資源状況ですが、漁獲量は2006年以降、減少傾向にあ ります。

資源量は、2014年まで高水準でしたが、2015年から 2019年の間は減少し、2020年には増加しています。

2021年の親魚量は、資源管理目標を下回り、漁獲圧は適正な水準ということです。資源的には、注意が必要な状況です。

TACの設定は、秋季発生群と冬季発生群をまとめて管理を行い、 毎年の資源評価によりTACが大幅に変動するリスクを回避するため、2022 年から 2024 年の間は同値で固定するとされていますので、 2023 年のTACは、79.2 千トンとされています。

以上で説明を終わります。

森友会長 ただいま説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問 はございませんか。

竹本委員 大型魚というのはどれ位の大きさからですか。

森友会長 30 k g 以上です。

竹本委員 小型魚をこれだけの量、漁獲すれば、大型魚は増える訳がないと思 います。

森友会長
大型魚、小型魚、両方増えています。

竹本委員 小型魚を獲るのをもう少し控えたら大型魚が増えると思いますが、 どうですか。

森友会長 誰も予測がつかないと思います。

今年は、日本海側の定置網は、50 kgから200 kgのくろまぐろを大量に逃がしています。

逃がしたために、1回で1千万円以上の損失となっているところが あります。

世界で資源管理をするためには、毎年会議をして決めるべき。水産 庁は最初の会議で失敗をしている。

他の国が全部守っているかというと、守っていない国もあると思います。

するめいかは、瀬戸内海にはあまりいません。

ひとつ不安なのは、最近では、瀬戸内海で大きなまぐろが飛んでいるのを何人もの漁業者がみています。

そのうち、流し網にかかると思います。

その時にどうするのか。今の説明では、死んでいるので、報告すれば市場に出してよいということですね。

森江技師 100 k g までは、瀬戸内海に混獲枠があります。

森友会長 流し網に一度でもくろまぐろがかかれば、すぐ枠を超えてしまいます。

香川県で例があります。

県もその時の対策を考えていて欲しいと思います。

万が一さわらの流し網にかかったときには、絶対に生かして逃がされません。

今後、かかる可能性は大きいと思います。

県もよく考えて、国と折衝して欲しいです。

日本海側の定置網漁業者は、かわいそうなものです。網に入ったものを廃棄せざるを得ない。

今後、よく対策を考えて欲しい。

市村委員 瀬戸内海にくろまぐろが入ってきているのを初めて聞きました。

市場には、ほとんど出されていません。

値が良いから、東京へ出荷されるのでしょうね。

県民もくろまぐろが食べられるようにして欲しいです。

せっかく獲ったくろまぐろを逃がすぐらいなら安くまぐろを食べたいです。

新鮮なまぐろは食べたことがありません。

漁獲枠を広げて県民に食べてもらいたいです。できないのでしょうか。

松永主査市場原理で、高く買ってくれるところに流れます。

梅田副会長 大型魚の枠を増やすよう水産庁に要望したらどうですか。

松永主査
国際的に枠が決まっており、増枠は難しいです。

森友会長 今年度は、枠がないということです。

梅田副会長 逃がせば、漁獲量に入らない。

本当にたくさん獲れているときに逃がすため、漁獲量に反映されない。数が増えているというが、疑問ですね。

逃がした数量も把握できるとよいですね。

森友会長 瀬戸内海の枠を 0.1 トンではなく、関係府県と協議して増やすよう

県も考えておいてください。

松永主査 先ほど話があったように瀬戸内海でも大きなまぐろが飛んでいる。

流し網に100kg級が1匹かかっただけで、枠を超えてしまう。

そういう情報もあるということで、今後、関係府県といっしょに検

討してみたいと思います。

森友会長 よろしくお願いします。

他にございませんか。

知事からの諮問に対して特に異議はない旨の答申をすることとして

森友会長

異議なしと認めます。第6号議案については、「特に異議はない」と 回答することとします。

それでは第7号議案「第八期山口県栽培漁業基本計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

山根書記

資料の73ページをお開きください。

令和5年1月24日付で、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がされています。

説明については、水産振興課からお願いします。

水産振興課

水産振興課生産振興班の神尾と申します。

神尾主任

私の方から説明させていただきます。

「第八期山口県栽培漁業基本計画の策定について」説明します。

沿岸漁場整備開発法の規定によりまして、基本計画の策定にあたっては、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされています。

現行の第7期基本計画の期間満了に伴い、令和8年度を目標年度とした第8期の山口県栽培漁業基本計画の案を策定しましたので、この度、お諮りするものです。

それでは、資料の74ページをお開きください。

第八期山口県栽培漁業基本計画案の概要でございます。

全文については、ページ数が多いため、本日は概要版で説明します。 まず、第1の基本計画策定の趣旨です。

本県では、昭和59年に第一期の栽培基本計画を策定して以来、各時代の諸課題に対応するために、基本計画を更新しつつ栽培漁業を推進してきました。

そのような中、平成30年に国が公表した水産政策の改革の中で、 栽培漁業については、資源管理上効果を見極めた上で、重点化すると されました。

このことを受けまして、国は資源管理の一環としての栽培漁業の推進を基本的な指針とする第8次栽培漁業基本方針、いわゆる国の栽培基本方針ですが、昨年の7月に策定、公表されたところです。

こうした国の動きを受けまして、本県の栽培漁業についてこれまで の成果や残された課題、また新たに発生した課題を整理して今後の本 県の栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するために第八期の栽培漁業 基本計画を策定するものです。

次に2の計画の概要です。

(1)の計画期間につきましては、国の方針に合わせまして、令和 4年度から令和8年度までの5年間にしています。

次に栽培漁業の現状と課題です。

水産業、栽培漁業を取り巻く現状としましては、漁業者の減少や高齢化、海水温の上昇、栄養塩分の低下等の海洋環境の変化、燃油代の高騰等の社会環境の変化、施設の老朽化、病気の問題、財源の問題であったりとか、多くの困難な問題に直面しております。

こういった様々な課題に対応するために、第八期の基本計画におきましては、国の方針を踏まえまして、そこに書いてあるサブタイトル「資源管理と一体的な栽培漁業の推進」、これを指標としまして、次の4つの柱を重点事項として、資源管理と一体的な栽培漁業を推進して行きます。

まず、1つ目の柱の「資源管理に貢献する栽培漁業の推進」については、資源造成効果の高い栽培漁業を推進するとともに、対象種の重点化と中間育成、放流技術の改善や普及、また、新たな調査手法の検討を行ってゆきます。

2つ目の柱の「海洋環境変化等に対応した栽培漁業の推進」につきましては、海水温の上昇に対応した栽培漁業を推進し、漁業者の皆さんが意欲を持って取り組むことができる対象種の絞り込み、新規対象種の開発等、必要な技術開発を推進してゆきます。

3つ目の柱の「持続可能な栽培漁業の実施体制確立」につきましては、施設が老朽化していますので、これの抜本的な対策、隣接県等との連携の強化、地栽協の枠組みを超えた広域的かつ集約的な中間育成体制の構築を検討してまいります。

次に4つ目の柱です。「栽培漁業に関する県民理解の醸成」については、栽培漁業の持つ多面的な機能を積極的に情報提供することで、県民理解の醸成を促進するとともに、遊漁者による栽培対象種の採捕量の把握について情報収集を強化してゆきます。

次に3番の対象種ですが、そこに掲げる表の魚種を対象種にしております。

特記事項としましては、シロアマダイ、これについては、第七期の 基本計画で新規対象種と位置づけまして、先の計画期間中に全国で初 めて種苗の大量生産に成功しています。

ただ、シロアマダイについては、安定生産に問題があるとともに、 一番の大きな問題は親魚の安定確保です。

このため、引き続き必要な技術開発を行い、早期の事業化をめざし たいと考えております。

第八期の新規の対象種としましては、漁業者アンケート等で要望の 多かったメバルとマナマコの2魚種を追加しています。

これらの魚種については、基礎的な知見の収集を行いまして、需要

動向を見極めながら事業化に向けた課題を整理してゆきたいと考えて おります。

最後に第八期の基本計画の公表は、今年の3月を予定しております。 説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はござい ませんか。

ございませんでしょか。

田中委員 放流事業ですが、今年は特別ガザミが少ないです。 放流は同じようにやっているはずです。うちのところも他所も。 なんで育っていないのかということです。

水産振興課 ガザミについては、山口県だけでなく瀬戸内海各県と漁獲量が減少 神尾主任 しています。

> 放流効果も見えないという話があります。このため、関係県で放流 方法の見直しの検討も進めています。

> いままでC3,10mmサイズでガザミを放流していましたが、これをC1、4mmサイズで藻に付けて放流するだとか、藻場に放流するだとかの方法の検討等の新たな技術開発を行っているところです。

本県としましても、技術開発の動向を注視しつつ、より効果的な放 流方法を検討して行きたいと考えています。

田中委員なんで育たないかは、分からないのですね。

水産振興課 海水温の上昇とか干潟の減少とかの複合要因であると言われていま 神尾主任 すが、これと言った原因はつかめていません。

田中委員 うちらのところは、藻場はすごく増えています。

おとつい栽培漁業について、柳井で協議しました。

そのとき聞いた印象では、勉強していない。

人間と同じで、いくら大きくして放流しても餌がなかったら育ちません。

一番の原因は餌と思っています。その次に水質や環境です。

人間も同じでしょう、きれいな空気があって、食料があって水があれば住めるでしょう。

だけど、食料がない、空気も悪い、水も悪いという状態では、人間もいなくなります。

栽培漁業で種苗を大量に放流するのもいいですが、肝心な餌がない のが一番問題です。 人間も食料がなかったら生きてはいけません。

佐賀(平生町)の人間とも話ましたが、ハモは冬はどこにおるのか という話になりました。

ハモはその場で冬眠しているという話をしました。

冬場、深いところへ下って行くのなら、どこかで獲れるはずですが、 獲れません。

また、春になって水温が上がってくれば、沖から獲れるはずですが、 実際は陸の方が水温が早く高くなりますから陸の方からハモが獲れだ します。

そういったことも全く研究していない。

とにかく、餌がないことが原因と思います。

餌をどうしたらよいかということを考える必要があります。

放流ばかりでなく、生きて行くために何が大事かを考える必要があります。

もっと勉強して欲しい。

水産振興課 貴重なご意見ありがとうございます。

神尾主任 水産研究センターがございますので、研究成果等を踏まえましてより効果的な栽培漁業を推進してゆきたいと思います。

竹本委員 去年の秋に栽培センターとか研究センターに見学に行きました。 ポンプが故障していると指摘したところ、予算がないため修理できない。

施設が古いためにパーツもない。

そしたら更新したらどうかと言ったら、県に言ってくれと頼まれました。

栽培センターや研究センターの施設の老朽化は、現場に行ったらそれはひどいものです。

ポンプも何十台とある。配管を見れば、全部、腐っている。

ぜひとも予算をつけるよう言ってくださいと頼まれましたのでここでお願いしておきます。

水産振興課 本県の栽培センターは、昭和40年代から使用している施設もあり、 神尾主任 老朽化が著しいことが問題です。

かといって更新する予算がありません。

栽培公社と相談しながら優先順位を付けて修繕等を実施してゆくための予算獲得を考えていきたいと思います。

竹本委員 ヒラメとマダイを作る施設を作る計画があるのですか。

水産振興課 ヒラメについては、いままでも作っていましてが、増産するために 神尾主任 施設を造る計画はあります。

> しかし、それも既存の施設の中でできる範囲内でということです。 新たに施設を造るものではありません。

竹本委員 この間、そういうふうに聞きました。 貴方が聞いていないだけではないですか。

水産振興課 ちょっと私の言い方が良くなかったですね。

神尾主任 昨年度、内海栽培センターに新しい種苗生産施設ができています。 これについては、クルマエビがメインの施設ですが、ヒラメの増産 計画もありますので、こういった施設も活用して行うという計画です。

森友会長 田中委員と竹本委員よろしいですか。

他にございませんか。

ないようでしたら、知事からの諮問に対して適当である旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

森友会長 異議なしと認めます。第7号議案は適当である旨、回答することと します。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「第45回瀬戸内海広域漁 業調整委員会の結果について」水産振興課より報告をお願いします。

水産振興課 水産振興課の神尾です。引き続き説明させていただきます。 神尾主任 第45回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果についてご報告しま す

資料の 75 ページをお開きくいださい。

第45回の瀬戸内海広調委ですけれども、令和4年12月9日にW EB形式で開催されております。

本県からは、梅田副会長が出席されております。

まず会長の選任ですが、農林水産大臣の選任委員である北海道大学 名誉教授の今井委員が会長として互選されました。

続きまして、2番の広域魚種の資源管理についてです。

広調委指示等により広域資源管理に取り組んでいるサワラの瀬戸内 海系群とトラフグの日本海、東シナ海、瀬戸内海系群につきまして、 それぞれの魚種の資源評価結果と広域資源管理措置の状況について説 明がありました。

- 25 -

また、トラフグについては、TACの候補魚種になっていることから資源評価の結果を踏まえた今後の議論の流れについて説明がありました。

続きまして、太平洋クロマグロの資源管理ということで、瀬戸調から今年の4月に広域委員会指示の更新を迎える沿岸クロマグロの承認制について、承認制の一斉更新の手続きに向けた新たな委員会の概要について説明がありました。

その他としまして、水産庁からTAC魚種拡大に向けたスケジュール、令和5年度の資源管理関係予算について報告がありました。 簡単ですが、説明は以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。 よろしいでしょうか。

> それでは、続いて、報告事項イ「令和4年度山口県瀬戸内海・愛媛連 合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いしま す。

山根書記 資料の76ページ、77ページをお開きください。

令和4年度の山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会が令和 5年2月8日に開催されました。

開催場所は、柳井市の山口県柳井文化福祉会館で、3年ぶりに対面 形式で開催されました。

連合海区委員12名中、9名が出席され、当海区からは、森友会長、梅田副会長、小田委員、内藤委員、市川委員が出席されております。

議題と審議結果ですが、第1号議案として、令和5年度における各 種漁業の入漁調整について協議されました。

懸案事項である愛媛県籍船の潜水器密漁対策及び山口県はえ縄と愛媛県小型機船底びき網の操業調整に関し山口県委員から意見し、愛媛県から令和4年度の対応状況について説明がありました。

最終的には、山口県は愛媛県の入漁を認めることとし、議案は原案 どおり可決承認されました。

説明は以上です。

森友会長ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

ないようですので、続いて、報告事項ウの「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

水産振興課 水産振興課の森江です。

森江技師 資料の78ページをお開きください。

TAC管理におきまして、知事管理漁獲可能量を変更する場合には、

関係海区漁業調整委員会への諮問が必要とされていますが、漁獲枠が 逼迫した状況においても、諮問を経た手続で進めてしまいますと、変 更された漁獲枠に基づく管理を開始するまでにタイムラグが生じる恐 れがあります。

このようなことから、さば類、くろまぐろについては、手続きを迅速化するため、「国からの配分変更(追加配分・県間融通・大臣管理区分との融通等)」及び「県内知事管理区分間の漁獲枠融通」について、円滑に漁獲を継続するため資源管理方針別紙の配分基準に基づいて知事管理漁獲可能量を変更し、変更の内容について事後報告とさせていただくことについて付帯決議を頂いております。

この付帯決議に基づき、資料の 79 ページにありますように、さば類、 くろまぐろについて、すでに知事管理漁獲可能量を変更させていただいております。

太字で示しているものが、すでに変更した今回報告させていただく 数量になります。

まず上段のさば類ですが、令和4年12月20日に関係者間合意により国の留保枠から500トンの追加配分があり、当県のさば類の漁獲可能量は、2,600トンとなり、500トンの8割の400トンを中型まき網漁業に配分し、中型まき網は2,080トンにしております。

下段のくろまぐろについてですが、令和5年2月15日に小型魚について水産庁の仲介により青森県、山形県、鳥取県から合わせて1.6トン、大型魚については、青森県、鳥取県との直接交渉により、合わせて0.6トンの県間融通を受けており、資源管理方針の配分基準により配分しております。

続いて、令和5年2月17日には承認制の小型魚を県内融通し、定置以外の漁獲枠25.8トンを定置に融通しております。

最後に現在手続中ですが、小型魚について、水産庁の仲介により青森県と東京都から合わせて 2.0 トン、大型魚については、熊本県との直接交渉により 2.5 トンの融通を受ける予定です。

融通後は、資源管理方針による配分基準に基づき漁獲可能量を変更 予定です。

報告は、以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。 さば類の令和5年管理年度は今年と同様な配分が可能ですか。 去年、日本海側で逼迫し、追加配分を受けていますよね。

長崎県が追加配分を受けましたが、それでも足りずに操業を止めた事実があります。

山口県で長崎県と同様なことが起こった場合は、どうするのでしょうか。

水産庁が決めた枠だから融通はきくのでしょうか。

まき網は4月1日から出漁します。6月末まで、さばばっかりの漁獲だったらどうなるのですか。

いまの消化率はどのくらいですか。

水産振興課

12月末時点で53.9パーセントです。

森江技師

例年5月から6月にまき網は漁獲が多くなりますが、例年並みの漁 獲だと今の漁獲枠で十分間に合うと思われます。

昨年、漁獲枠が 2,500 トンで、漁獲実績が 2,089 トン、消化率が 82.3 パーセントとなっておりますので、現在の漁獲枠で間に合うと思います。

森友会長

万が一の場合は、追加配分を受けられますか。 今後、何の魚種でもTAC管理になって行きます。

追加配分を要望したときにもらえるようになりますか。

水産振興課

国の留保枠や大中型まき網の枠などの残枠があれば、融通してもらうということになると思います。

森友会長

森江技師

今回のくろまぐろの場合も手続きに3週間くらいかかっています。 その期間はどうするのですか。

操業中止ということになりますか。

それが、TACの一番の課題だと思います。

長崎の例のように枠がなくなれば、漁を中止するしかない。

今後、TACの対象魚種が増えれば、同じような問題が生じてくる。

枠がなくなって獲れないときは、どうするのですか。

水産振興課神尾主任

国の留保枠や県間融通によりできるだけ枠が逼迫しないようにして 漁業操業を中止することがないよう努力するしかないと思います。

今後も漁獲状況を見ながら適切に対応してゆきたいと思います。

森友会長

続いて、報告事項エ「個人情報保護に関する法律の改正に伴う「山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の見直しについて」事務局より報告をお願いします。

松永書記

水産振興課の松永です。

資料の80ページをお開きください。

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで 各地方公共団体は条例により運用していた個人情報保護制度につい て、令和5年4月1日から改正法に基づく全国共通のルールで運用さ れることになりました。

これを受けて、現行の山口県個人情報保護条例が廃止されるとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する「山口県個人情報の保護に関する法律施行条例」が令和5年4月1日から施行されることになります。

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程においては、廃止される条例及び規則を準拠しておりましたので、改正が必要となるというものです。

本来であれば改正案を本委員会にお諮りするべきものですが、県の 施行条例及び規則の改正作業が間に合っておらず、条例、規則の名称 も現時点で未確定という状況でございます。

しかしながら、当該条例、規則の施行は4月1日となっており、同日付けで本委員会の規程も改正の上施行する必要があります。改正内容は準拠する条例、規則の名称を変更という機械的な修正となることを踏まえ、条例、規則が固まりましたら、同内容により施行させていただけばと存じます。

説明は以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。ありませんね。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他になに かありますか。

ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了したいと思います。 皆様、慎重な御審議ありがとうございました。

(13:38 終了)